

公益財団法人 沖縄県産業振興公社

広告掲載の取扱いに関する要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人沖縄県産業振興公社ホームページ広告（バナー、1行広告）メールマガジン広告、及び情報紙の広告掲載を適切に行うため、必要な事項を定める。

(広告の種類、位置及び枠数)

第2条 広告の掲載位置及び枠数は、原則として次のとおりとする。

(1) ホームページ広告

- ①バナー広告 (4枠)
- ②下段の1行広告 (3枠)

(2) メールマガジン広告 (1枠/回)

(3) 情報紙広告（沖縄ベンチャースタジオ）※

- ①表紙下2段 (1枠)
- ②中面下3段 (2枠)
- ③中面下5段 (1枠)
- ④中面下3段1/2 (2枠)
- ⑤全段 (1枠)

※情報紙広告の位置及び件数については毎号変動。希望枠の掲載ができない場合があります。

(広告の規格)

第3条 広告の規格は原則として次のとおりとする。

(1) バナー広告

- ①大きさ：横 230 ピクセル・縦 113 ピクセル
- ②ファイル形式は JPEG 又は GIF とする。

(2) 公社ホームページ下段の1行広告 半角 60（全角 30）文字以内

(3) メールマガジン広告 1行あたり半角 68（全角 34）文字の5行以内

(4) 情報紙広告（沖縄ベンチャースタジオ）

全ページ4色カラー印刷。完全データ入稿（アウトライン後の illustrator、画像データの解像度 350dpi 推奨）

- ①表紙下2段 (64×240mm)
- ②中面下3段 (98×240mm)
- ③中面下5段 (166×240mm)
- ④中面下3段1/2 (98×118mm)
- ⑤全段 (370×240mm)

(広告の範囲)

第4条 広告及びその広告主が指定したリンク先のホームページの内容、その他広告に関連するあらゆる事項について、次の各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。また、申請時に虚偽の申告をし、又は本条の確約に違反したことが判明した場合には、催告を要することなく直ちに本契約を解除できるものとする。なお、広告掲載したことにより公社が損害を被った場合、賠償請求できるものとする。

- (1) 政治性または宗教性のあるもの
- (2) 社会問題についての主義・主張
- (3) 誇大表現または虚偽のおそれのあるもの
- (4) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (5) 第三者を誹謗、中傷または排斥するもの
- (6) 風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- (7) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (8) 景品表示法等の各種法令、規則等に反するもの
- (9) 連鎖販売取引（マルチ商法等）や合理的根拠のないもの
- (10) 反社会的勢力(※)に該当、密接な関連性を有するもの※

※：暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他前各号に準ずる者。

- (11) その他、掲載する広告として適当でないと公社が認めるもの

(広告の禁止表現)

第5条 広告の禁止表現は、原則として次の各号に掲げるものとし、各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

- (1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれのあるもの
(例)：「閉じる」「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等
- (2) 閲覧者に不快感を与えるおそれのあるもの
(例)：高速に点滅するイメージ、高速（間隔が0.4秒以下）に振動するイメージ、コントラスト（明度差）が強い画面の反転表示等
- (3) 実際には機能しないもの
(例)：入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等
- (4) 閲覧者が公社に関する情報と錯誤するおそれがあるもの
(例)：「沖縄県産業振興公社情報」等の掲載等
- (5) 特許は「取得済」のみ表示可能です。その際は必ず特許番号を併記してください。
「特許出願中」は表示できません
- (6) その他広告の表現として適当でないと公社が認めるもの

(その他留意事項)

- (1) 合法、非合法問わずお断りする場合がございます。

(2) 掲載号の取材先と広告内容との競合バッティングが発生する場合、広告掲載をお断りさせていただく場合がございます。

(3) 掲載された広告に関する一切の責任は広告主が負うものとし、公社はいかなる責任もおわないものとする。

(4) 公社や印刷会社によるデータの修正はお受けしません。入稿データが不完全で合った場合、修正したデータを再入校いただきます。

(広告掲載料)

第6条 第2条における広告の掲載料は次のとおりとする。

(1) WEB サイト広告

掲載期間は1ヶ月を単位とし、掲載期間とは掲載した日から翌月の応当日の前日までの期間とする。

- ・バナー広告(ホームページ下段) 月額 20,000 円 (税込)
- ・1行広告(ホームページ下段) 月額 10,000 円 (税込)

(2) メールマガジン広告

掲載期間は1ヶ月を単位とし、掲載期間とは掲載した日から翌月の応当日の前日までの期間とする。

- ・メールマガジン広告(記事中5行以内) 1回 10,000 円 (税込)

(3) 情報紙広告

情報紙は紙媒体以外にPDF版をWEBに公開(取り下げ不可)。

※全て税込価格	単発(1回)掲載	連続2回掲載割引	連続3回掲載割引
表紙下2段	154,000 円	264,000 円	396,000 円
中面下3段	99,000 円	176,000 円	264,000 円
中面下5段	154,000 円	264,000 円	396,000 円
中面下3段1/2	77,000 円	132,000 円	187,000 円
中面全段	275,000 円	528,000 円	748,000 円

(広告掲載キャンセル)

(1) お申込み、ご契約以降のキャンセルは広告契約料金の全額をお支払いいただきます。

(2) 掲載する広告として適当でないと公社が認めた場合も全額をお支払いいただきます。掲載可能な情報に修正し再提出ください。再提出が間に合わない場合でも全額をお支払いいただきます。注意事項等事前にご確認ください。

(3) 複数回掲載での割引価格を適用し、途中解約(3回掲載のところ2回掲載で終了等)の場合は、変更の連絡を受けるタイミングにより全額ではなく掲載分+割引価格分を上乗せした価格をお支払いいただきます※全額支払いの場合もございます。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、公社が別に定める。

(附 則)

この要領は、平成18年7月12日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成20年4月22日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成23年5月24日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成27年2月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、令和3年5月19日から施行する。

(附 則)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、令和6年9月1日から施行する。